

令和7年第1回区議会定例会提出予定案件(3)

一 議 案

- 1 東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改める。)

議案第 4 0 号

令和 7 年度東京都板橋区一般会計予算に対する 修正動議

上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び東京都板橋区議会
会議規則第 1 5 条の規定により、別紙修正案を付して提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 板橋区議会議員

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

小 林 おとみ

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

令和7年度東京都板橋区一般会計予算を次のように修正する。

第1条第1項中「275,300,000千円」を「276,394,737千円」に改める。

「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のように改める。

歳入

款	項	区長提案額	修正額
18 繰入金		千円 4,973,943	千円 6,068,680
	1 繰入金	4,973,943	6,068,680
歳入合計		275,300,000	276,394,737

歳出

款	項	区長提案額	修正額
3 福祉費		千円 153,264,262	千円 153,603,988
	1 社会福祉費	37,247,414	37,344,914
	2 高齢福祉費	19,130,275	19,360,447
	3 児童福祉費	60,496,824	60,508,878
5 資源環境費		11,056,160	11,073,799
	1 環境管理費	1,009,023	1,026,662
7 土木費		24,431,908	24,457,408
	4 都市整備費	11,840,462	11,865,962
8 教育費		36,705,318	37,417,190
	2 小学校費	13,846,843	14,259,007
	3 中学校費	6,973,467	7,273,175
歳出合計		275,300,000	276,394,737

(修正理由)

- 1 障がい福祉サービス事業所に対する支援金の支給
- 2 介護サービス事業所に対する支援金の支給
- 3 家族介護慰労金の支給
- 4 ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充
- 5 省エネ促進のためのコールセンター設置
- 6 バス運転手確保のための助成金の支給
- 7 区立小中学校の児童・生徒に対する学用品無償化

上記に要する経費を計上する必要がある。

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳入

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
18	繰入金			4,973,943	6,068,680	1,094,737	障がい福祉サービス事業所に対する支援金の支給、介護サービス事業所に対する支援金の支給、家族介護慰労金の支給、ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充、省エネ促進のためのコールセンター設置、バス運転手確保のための助成金の支給、区立小中学校の児童・生徒に対する学用品無償化に要する経費の不足分について、財政調整基金からの繰入金額を計上
	1	繰入金		4,973,943	6,068,680	1,094,737	
		1	基金繰入金	4,973,943	6,068,680	1,094,737	
			11 財政調整基金繰入金	0	1,094,737	1,094,737	
歳 入 合 計				275,300,000	276,394,737	1,094,737	11 財政調整基金繰入金 1,094,737 千円

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳出

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
3 福祉費				153,264,262	153,603,988	339,726	障がい福祉サービス事業所に対し支援金を支給するために要する経費を計上
	1	社会福祉費		37,247,414	37,344,914	97,500	20 事務諸経費 97,500 千円
		1	社会福祉総務費	13,578,206	13,675,706	97,500	
			18 負担金補助及び交付金	246,539	344,039	97,500	
	2		高齢福祉費	19,130,275	19,360,447	230,172	介護サービス事業所に対し支援金を支給するために要する経費及び家族介護慰労金を支給するために要する経費を計上
		1	高齢福祉総務費	18,169,498	18,399,670	230,172	13 介護保険制度運営経費 (6) 事務費 220,172 千円
			18 負担金補助及び交付金	683,021	913,193	230,172	23 家族介護慰労金事業経費 10,000 千円
	3		児童福祉費	60,496,824	60,508,878	12,054	ひとり親家庭家事援護者派遣事業の対象を中学生まで拡大するために要する経費を計上
		1	児童福祉総務費	16,017,447	16,029,501	12,054	13 ひとり親家庭援護経費 (2) 家事援護者派遣 12,054 千円
			10 需用費	13,285	13,300	15	
			11 役務費	745	784	39	
			19 扶助費	3,090,376	3,102,376	12,000	
	5 資源環境費				11,056,160	11,073,799	17,639
	1	環境管理費		1,009,023	1,026,662	17,639	4 地球温暖化防止経費 (2) 地球温暖化防止普及・啓発 17,639 千円
		2	環境公害費	229,191	246,830	17,639	
			12 委託料	156,551	174,190	17,639	

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳出

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
7	土木費			24,431,908	24,457,408	25,500	バス運転手確保のための助成金を民間バス会社に支給するために要する経費を計上
	4	都市整備費		11,840,462	11,865,962	25,500	2 市街地整備事業経費 (5) コミュニティバス事業 25,500 千円
		2	都市計画費	7,411,306	7,436,806	25,500	
			18 負担金補助及び交付金	6,618,681	6,644,181	25,500	
8	教育費			36,705,318	37,417,190	711,872	天津わかしお学校を含む区立小中学校の児童・生徒に対する学用品無償化に要する経費を計上
	2	小学校費		13,846,843	14,259,007	412,164	4 学用品無償化経費 411,424 千円 6 学用品無償化経費 740 千円
		2	教育振興費	1,566,903	1,978,327	411,424	
			18 負担金補助及び交付金	1,113,913	1,525,337	411,424	
		4	特別支援学校費	95,052	95,792	740	
			18 負担金補助及び交付金	67	807	740	
	3	中学校費		6,973,467	7,273,175	299,708	4 学用品無償化経費 299,708 千円
		2	教育振興費	856,048	1,155,756	299,708	
			18 負担金補助及び交付金	518,483	818,191	299,708	
歳 出 合 計				275,300,000	276,394,737	1,094,737	

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳入）

（企画総務分科会）

科 目			頁	説 明
款	項	目		
18 繰入金	1 繰入金	1 基金繰入金	120～123	障がい福祉サービス事業所に対する支援金の支給、介護サービス事業所に対する支援金の支給、家族介護慰労金の支給、ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充、省エネ促進のためのコールセンター設置、バス運転手確保のための助成金の支給、区立小中学校の児童・生徒に対する学用品無償化に要する経費の不足分について、財政調整基金からの繰入金額を計上 1,094,737千円

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

(歳出)

(区民環境分科会)

科		目		頁	説明
款	項	目			
5 資源環境費	1 環境管理費	2 環境公害費		246～249	省エネ促進のためのコールセンター設置に要する経費を計上 17,639千円

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳出）

（健康福祉分科会）

科 目			頁	説 明
款	項	目		
3 福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	190～199	障がい福祉サービス事業所に対し支援金を支給するために要する経費を計上 97,500千円
	2 高齢福祉費	1 高齢福祉総務費	206～213	介護サービス事業所に対し支援金を支給するために要する経費及び家族介護慰労金を支給するために要する経費を計上 230,172千円
	3 児童福祉費	1 児童福祉総務費	216～221	ひとり親家庭家事援護者派遣事業の対象を中学生まで拡大するために要する経費を計上 12,054千円

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

(歳出)

(都市建設分科会)

科		目		頁	説 明
款	項	目			
7 土木費	4 都市整備費	2 都市計画費		2 8 2 ～ 2 8 5	バス運転手確保のための助成金を民間バス会社に支給するために要する経費を計上 2 5, 5 0 0 千円

令和7年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳出）

（文教児童分科会）

科		目	頁	説 明
款	項	目		
8 教育費	2 小学校費	2 教育振興費	298～299	区立小学校の児童に対する学用品無償化に要する経費を計上 411, 424千円
		4 特別支援学校費	300～301	天津わかしお学校の児童に対する学用品無償化に要する経費を計上 740千円
	3 中学校費	2 教育振興費	304～305	区立中学校の生徒に対する学用品無償化に要する経費を計上 299, 708千円

議案第 4 2 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 板橋区議会議員

大 野 ゆ か

井 上 温 子

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

小 林 おとみ

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に、「100分の56」を「100分の55」に改め、同条第2号中「4万9,100円」を「4万7,300円」に、「100分の44」を「100分の45」に改める。

第15条の8中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.80」を「100分の2.69」に、「100分の56」を「100分の55」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,800円」に、「100分の44」を「100分の45」に改める。

第15条の16中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.28」を「100分の2.22」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,600円」に改める。

第19条の2中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第1号ア中「3万4,370円」を「3万3,110円」に改め、同号イ中「1万1,550円」を「1万1,760円」に改め、同号ウ中「1万1,550円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095円」に改め、同号イ中「1万2,275円」を「1万1,825円」に改め、同号ウ中「1万9,640円」を「1万8,920円」に改め、同号エ中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を「8,400円」に改める。

付則に次の1条を加える。

（令和7年度以降の子ども被保険者均等割額の減額の特例）

第11条 当分の間、令和7年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改めるほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。

東京都板橋区国民健康保険条例 新旧対照表

4

新	旧
○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号 第1条～第15条の3 略 (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.71</u> (基礎賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の5から第15条の7まで 略 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11 略 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,800円</u> (後期高齢者支	○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号 第1条～第15条の3 略 (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.69</u> (基礎賦課総額の<u>100分の56</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万9,100円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の44</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の5から第15条の7まで 略 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11 略 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.80</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の56</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,500円</u> (後期高齢者支

新	旧
援金等賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の13から第15条の15まで 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。 第16条～第16条の3 略 (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.22</u> (介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万6,600円</u>(介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第16条の5～第19条 略 (低所得者の保険料の減額) 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の	援金等賦課総額の<u>100分の44</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の13から第15条の15まで 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 第16条～第16条の3 略 (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.28</u> (介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万6,500円</u>(介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第16条の5～第19条 略 (低所得者の保険料の減額) 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の

新	旧
ウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用	ウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用

新	旧
利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万3,110円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,760円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u> (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分	利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万4,370円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u> (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分

新	旧
して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万3,650円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,400円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u> （3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,460円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,360円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について	して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>29万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万4,550円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,250円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,250円</u> （3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>54万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,820円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,300円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について

新	旧
<u>3,320円</u> 第19条の3 略 （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,095円</u> イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,825円</u> ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,650円</u> （2） 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,520円</u> イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u> ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> 第19条の5～第29条 略 付 則 第1条～第10条 略 （令和7年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例） 第11条 当分の間、令和7年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。	<u>3,300円</u> 第19条の3 略 （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,365円</u> イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2,275円</u> ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万4,550円</u> （2） 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u> イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,125円</u> ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,250円</u> 第19条の5～第29条 略 付 則 第1条～第10条 略 本条追加